

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：平成23年11月17日（木）

担当課：健康福祉部 健康づくり推進課

<p>件 名：大和市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について</p>	
<p>提出理由：墓地等の経営許可等事務が市に移管されるため、必要となる条例制定に伴う市民意見公募手続き等を行うにあたり、その内容について了承を得るため</p>	
<p>内 容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第二次地方分権一括法）が、平成23年8月26日に成立した。 ・改正項目の一つとして、墓地、埋葬等に関する法律（以下「法」という。）が改正され、平成24年度から、墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可、許可の取消その他の監督権限が、都道府県知事からすべての市及び特別区の長に移譲されることとなった。 ・墓地等の経営の許可等事務は、市等が担うことで、①地域の実情に応じた、総合的な土地利用計画に基づく主体的な判断が可能になると考えられること、②法に基づく埋葬、火葬、改葬の既に保有する許可権限と併せた権限の行使が可能になることなどから、権限移譲の対象となったものである。 ・なお、墓地の経営許可にあたっては、原則として、都市計画法に基づく開発許可、建築基準法に基づく建築確認などの手続きを踏むことが必要になる。 <p>2. 条例案について</p> <p>(1) 条例制定における基本的な考え方</p> <p>現行の神奈川県条例に規定されている内容を基本とする。</p> <p>(2) 主要な規定内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経営の主体 (第3条) ② 経営計画の周知 (第5条) ③ 近隣住民等との協議 (第6条) ④ 設置場所の基準 (第10条) ⑤ 構造設備基準 (第11～13条) 	<p>3. 許可事務における標準的な手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事前協議の実施 (第4条) ② 経営計画の周知 (第5条) ③ 経営許可申請 (第8条) ④ 経営許可決定 (第9条) ⑤ 工事完了の届出等 (第19条) ⑥ 工事完了検査の実施 (") ⑦ 工事完了検査済証の発行 (") <p>4. 墓地等に係る本市の状況</p> <p>(1) 主要な墓地等の状況</p> <p>大規模霊園：2箇所 納骨堂：5箇所 火葬場：1箇所</p> <p>(2) 申請状況</p> <p>平成15年度以降、申請実績なし。</p> <p>5. 施行日等</p> <p>(1) 施行日</p> <p>平成24年4月1日</p> <p>(2) 規則委任</p> <p>一部の詳細項目は、規則等で規定する。</p> <p>(3) 経過措置</p> <p>平成23年度までになされた手続きを対象として経過措置を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可申請前のもの：市条例に基づき審査 ・許可申請済のもの：県条例に基づき審査
<p>経 過</p> <p>H14.12 県条例制定</p> <p>H23. 8 第二次地方分権一括法成立</p> <p>H23.10 権限移譲に係る県説明会</p>	<p>今後の予定</p> <p>H23.12 市民意見公募手続きの実施</p> <p>H24. 3 条例案を議会に上程</p>